（5）短期入所や施設を利用する時の食費と居住費の軽減

短期入所（生活・療養）サービスと施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）を利用される際、所得等条件にあてはまる方は、負担限度額認定を受けることにより、食費・居住費の自己負担が軽減されます。

有料老人ホームやケアハウスなどの高齢者向け住宅、グループホームなどは対象となりません。

1. 軽減の対象となる方

利用者負担段階	対象者		預貯金等※要件（夫婦の場合）
第１段階	●生活保護を受給されている方		
第２段階	世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税非課税	●課税・非課税年金の収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円（令和8年8月以降82万6,500円）以下の方	650万円（1,650万円）以下
第３段階①		●課税・非課税年金の収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円（令和8年8月以降82万6,500円）超120万円以下の方	550万円（1,550万円）以下
第３段階②		●課税・非課税年金の収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	500万円（1,500万円）以下

※**預貯金等**とは、預貯金(定期預金含む)、有価証券（株式・国債など）、金・銀など、投資信託、タンス預金（現金）です。
※第2号被保険者の場合、段階にかかわらず預貯金等の要件は1,000万円（2,000万円）以下です。

2. 申請に必要なもの

● **介護保険負担限度額認定申請書** ● **情報照会に係る同意書** ● **預貯金等通帳のコピー（定期預金含む）**

預貯金等の通帳のコピーは、表紙、申請日から直近２か月前までの期間のページが必要です。
（配偶者がいる場合は、本人分と配偶者分が必要となります。）

3. 利用者負担段階と負担限度額

※（ ）内の額は令和８年８月以降の金額です。

利用者負担段階	1日あたりの食費		1日あたりの居住費（滞在費）						
	施設入所	ショートステイ	多床室			従来型個室		ユニット型	
			特養等	老健・医療院	老健・医療院等	特養等	老健・医療院等	個室的多床室	個室
第１段階	300円	300円	0円	0円	0円	380円	550円	550円	880円
第２段階	390円	600円	430円	430円	430円	480円	550円	550円	880円
第3段階①	650円（680円）	1,000円（1,030円）	430円	430円	430円	880円	1,370円	1,370円	1,370円
第3段階②	1,360円（1,420円）	1,300円（1,360円）	430円（530円）	430円（530円）	430円	880円（980円）	1,370円（1,470円）	1,370円（1,470円）	1,370円（1,470円）
基準費用額	1,445円（1,545円）	1,445円（1,545円）	915円	437円（697円）	437円	1,231円	1,728円	1,728円	2,066円

※**基準費用額**は、国の定めた基準額です。実際の負担額は、入所されている施設により異なる場合があります。
※居住費の**多床室**の**老健・医療院**と**老健・医療院等**の違いは、部屋代の請求の有無で決まります。

居室の種類	
多床室	2名以上の相部屋
従来型個室	生活単位（ユニット）で分けられていない個室
ユニット型個室的多床室	部屋が動かない仕切り（天井と壁にすき間のある）などで区切られた個室
ユニット型個室	10名程度の1つの生活単位（ユニット）ごとに、台所や食堂などの共用スペースがある個室

～用語解説～

「その他の合計所得金額」・・・合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額

「合計所得金額」・・・収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除などの所得控除をする前の金額。長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除がある場合、合計所得金額から特別控除を控除した金額を用います。